

豊前市測量等指名競争入札参加者の指名基準を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務（以下「測量等」という。）の契約について、建設工事及び建設コンサルタント業務等請負契約に係る一般競争入札に参加する者の資格に関する規則（昭和56年規則第8号）第5条の一般競争入札参加資格者一覧表に登載された者（以下「有資格者」という。）の指名基準について、必要な事項を定めることにより、指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(指名業者の選定)

第2条 市長は、次の各号に該当する案件を総合的に勘案して、指名業者を選定する。

- (1) 当該年度の指名及び受注状況、手持業務の件数、技術職員の保有状況からみて当該業務を実施する能力
- (2) 当該業務と同種又は類似業務について相当の実績
- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等が当該業務の作業条件と同等と認められる作業条件の業務についての実績
- (4) 当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格職員の確保
- (5) 安全管理の状況

(優先指名)

第3条 市長は、前条の規定により指名業者を選定する場合において、市内に主たる営業所を有する者、これに次いで市内に従たる営業所を有する者、県内に主たる営業所を有する者、県内に従たる営業所を有する者の順に、優先して選定することができるものとする。

(競争入札における新規有資格者の取扱い)

第4条 前2条の規定にかかわらず、市内に主たる営業所を設置し、新たに市内業者として有資格者となった者は、登録した年度から3年間は習熟期間として本市が発注する一般競争入札及び指名競争入札に参加することができない。この場合において、登録した年度から4年度目以降については、本市が発注する一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる。

(指名業者の選定の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は指名しない。

- (1) 豊前市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中である者
- (2) 豊前市が発注する測量等の契約に関し、当該業務に関わる秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適當であると認められる者

(3) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者

(指名の取消し)

第6条 市長は、指名業者の選定後、当該業者が第5条の規定に該当した場合は、当該指名を取消すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に第4条に規定する市内業者として有資格者となっている者については、市内業者として有資格者となった当初の年度から同条に規定する期間を算定する。